平成２７年（フ）第２９１号
千葉県香取郡多古町大高１番地86
債務者　林　　雅萍
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６６号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目16番10号（ルミエール百塚　Ｃ101）
債務者　浅井まゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３９０号
茨城県水戸市見川４丁目658番地の３　コーポラス見川Ｃ棟105号
債務者　塚原　麿衣（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２８号
茨城県つくば市二の宮１丁目16番地４　クローバーハイツＤ棟101号
債務者　宮城　惠多
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
茨城県石岡市北府中３丁目１番２号、前住所茨城県取手市新町５丁目17番19号
債務者　齋藤　浩克
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９号
千葉県君津市北子安２丁目23番28号　201
債務者　糸永　剣都
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１０号
千葉県木更津市清見台南３丁目３番23号　ルームヒルズ201号
債務者　小坂　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１６号
千葉県君津市中富976番地９　富士見ハイツ101
債務者　内山　勝敏
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３０８号
石川県かほく市高松ナ３番地
債務者　元地　真紀（旧姓室谷）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
長野県上田市芳田1320番地
債務者　清水口　泉
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２号
岐阜県可児市大森1501番地861
債務者　深川　宏之
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２６６号
大津市萱野浦２番30号　ゼファー303号
債務者　桑島　光司（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３９号
滋賀県大津市滋賀里２丁目７番24号、前住所滋賀県大津市滋賀里２丁目７番31号
債務者　小島　諒子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７０号
大津市大石中５丁目14番３号
債務者　木村　　弘
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７８号
大津市大江４丁目14番31号　佐和ハイツ201号、前住所大津市瀬田５丁目８番25―203号
債務者　中林　和仁
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９６号
広島市佐伯区美の里１丁目３番３－３－301号
債務者　平本　芳美
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
広島市東区中山南２丁目５番31号
債務者　向井　一二
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部